

自動体外式除細動器(AED)機器一式およびAED収納BOX 賃貸借契約(設置場所)仕様書

1. 件名(目的) : 自動体外式除細動器(以下「AED」という。)機器一式およびAED収納BOX
に係る賃貸借

2. 契約台数 : AED機器一式(4台)およびAED収納BOX(4基)

3. 契約期間 : 令和7年1月1日～令和11年12月31日(5年間)

4. 賃貸借機器 : AED本体、AED収納BOX(壁掛けタイプ)

5. AEDの機器仕様詳細

(1) 機能

- ① ショックボタンを押下する必要がなく、自動で電気ショックを行うこと。
- ② 電気ショックが必要と判断後に心電図が変化し、ショック不要となった場合は内部放電等行い、自動で電気ショックを中止することが可能なこと。
- ③ 除細動が必要と判断された場合には、患者から離れるよう音声ガイドが流れ、カウントダウンの後に電気ショックが実施されること。
- ④ JRC 蘇生ガイドライン 2020 に準拠していること。
- ⑤ 二相性波形の AED であり、かつ、漸増式のエネルギー出力であること。
- ⑥ 日本語・英語による AED 操作手順および心肺蘇生手順の音声ガイド機能(バイリンガル機能)を有していること。
- ⑦ AED 本体にカラー液晶画面を有し、音声ガイダンスのほかにイラストとテキストメッセージによるガイダンスが可能であること。また、動作の指示については、音声ガイダンスと液晶画面に表示される内容が小学生～大人モード、未就学児モードのいずれにおいても連動していること。
- ⑧ AED 本体は -5°C から 50°C の環境下で使用可能であり、IEC 規格 IP66 以上の防塵・防水性能を有していること。
- ⑨ AED 本体にある切替スイッチにより、未就学児(小学校入学前)にも対応可能なモードへ切替えができること。
- ⑩ バッテリー、電極パッド、キャリングケースは AED 本体と同一メーカーの純正品であること。

(2) 機器1台当たりの製品構成

- ① AED本体 1台
- ② バッテリー 1個
- ③ 電極パッド 2組
- ④ レスキューキット 1セット(内容は、下記の各1個から構成する)
・ハサミ、手袋、カミソリ、蘇生用マウスピース、タオル
- ⑤ キャリングケース 1ケース
- ⑥ 取扱説明書(薬事法に定める添付取扱説明書) 1冊
- ⑦ 簡易説明書(取扱いの理解を容易にする簡易な説明書) 1冊
- ⑧ AED設置表示(設置を示す表示板又はシール) 必要数
- ⑨ AEDステッカー 1枚

(3) 基準製品

メーカー	型式
日本光電工業株式会社	非医療従事者向け自動体外式除細動器 AED - 3250

6. 納入場所：施設名(住所)

- ① 那覇ふ頭船客待合所(那覇市通堂町2番1号)
- ② 那覇クルーズターミナル(那覇市若狭1丁目28)
- ③ 泊ふ頭北岸待合所(那覇市泊3丁目1-8)
- ④ 新港ふ頭船客待合所(那覇市港町1丁目16-10)

7. 納入期限：令和6年12月28日

8. その他

- (1) AED機器を基準製品で示す物品以外の物で入札する場合は、必ず同等品申請を行い、本組合の事前承認を得ること。
- (2) AED 収納BOX の設置に際しては、本組合と事前に十分協議したうえで設置場所を選定し、設置を行うこと。
- (3) 賃貸人は、料金内で以下の保守管理等を行うこと。

AEDは、心停止における緊急事態に対応する機器であることから、できる限り機能が使用できる状態を維持することが重要である。そのことから、AEDは万が一の故障への対応や消耗品であるバッテリー及び電極パッド等の使用期限管理等を行うサービス体制を有していることが重要である。

- ・ バッテリー1個及び電極パッド2組をAEDに装着して納入すること。
- ・ 質問、故障、消耗品交換等の対応が可能であること。
- ・ 遠隔での AED 監視システムを有しており、AED 本体、バッテリー、電極パッドの状態、ならびにセルフチェックの結果に異常があった場合は、正常に利用できる状態まで復旧体制を有すること。
- ・ 契約期間中、定期交換が必要な消耗品の送付(航空貨物等の郵送でも可)を行うこと。
- ・ 契約期間中、故障、盗難、破損(故意及び使用者の重過失、天災は除く)等の場合は、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと。